

第五次和光市総合振興計画策定方針

1. 次期総合振興計画策定の趣旨

総合振興計画は、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示したものである。

本市では、平成23年に「第四次和光市総合振興計画」を策定し、「みんなでつくる 快適環境都市 わこう」を将来都市像とし、平成32年度を目標年次として市政運営を行ってきた。

第四次和光市総合振興計画策定後の社会環境の変化に対応し、新たな時代に対応できるまちづくりと行政運営の方向性を示し、計画的に施策の推進を行うため、新たな発想を取り入れた次期総合振興計画を策定する。

また、平成28年2月に策定した和光市まち・ひと・しごと創生総合戦略は平成31年度に計画期間が終了となるが、次期総合振興計画の策定と併せて一体的に計画の策定を検討する必要がある。

2. 策定にあたっての方向性

① 将来のまちの魅力を高める投資を盛り込んだ計画

次期総合振興計画期間においても厳しい財政状況が続くことが予想されるが、単に歳出を抑制するだけでは、将来的にはまちの魅力が失われることになる。

そのため、費用対効果を十分に検討したうえで、将来の「稼ぐ力」につながる投資を盛り込んだ計画とする。

また、2020年には市制50周年を迎え、次期総合振興計画は次の50年に向けた始まりに位置付けられるため、これからの50年を見据えたまちづくりの方向性も含め検討していく。

② 市民と行政とで想いを共有した計画

第四次和光市総合振興計画における将来都市像「みんなでつくる 快適環境都市 わこう」を継承し、「みんなでつくる」まちづくりを実現するため、市民と行政で想いを共有した計画とすることを目指す。

そのため、次期総合振興計画における将来都市像の検討などにあたっては、市民ワークショップなどの手法を取り入れるなど、市民参加を重視した策定プロセスを展開する。

③ 職員参加を充実させた計画策定

次期総合振興計画を実効性があるものとするためには、全職員が計画策定にあたり自分ごととして捉えて取り組む必要がある。

そのため、計画策定にあたっては、様々な世代の職員が部門横断的に関わっていただけるようなプロセスデザイン上の工夫を行い、職員参加を充実させる。

④ 社会情勢の変化に対応した計画

人口構造の変化（医療・介護ニーズが急速に高まるいわゆる2025年問題への対応など）やテクノロジーの進化（スマートフォンの普及、人工知能など）、SDGs（持続可能な開発目標）の国連採択、公共施設の老朽化のさらなる進行など、第四次和光市総合振興計画策定以降の社会情勢の変化に対応した計画とする。

⑤ 地方創生の視点を取り込んだ計画

現在本市においては、総合振興計画のほか、地方創生に関する計画である「和光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。

地方創生の取り組みは、総合的なものであり、総合振興計画と密接不可分であるため、次期総合振興計画の策定にあたっては、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化した計画とする。

そのため、現在の「和光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2020年度に対応すべき事項を盛り込んだうえで1年間延伸し、計画期間を次期総合振興計画と揃えることとする。

⑥ 財政見通しを明らかにした計画

総合振興計画を実現するために必要な主な財政負担を織り込んだ財政計画を次期総合振興計画と併せて策定することにより、財政見通しが明らかとなる計画とする。

⑦ 施策と事務事業の体系の再整理

第四次和光市総合振興計画策定後の社会環境の変化を踏まえた施策体系の見直しを行う。また、施策実現のための事務事業について、施策との対応関係や経営管理の観点から事務事業の体系を見直す。

⑧ 市民の共感が得られる方法による周知

策定された次期総合振興計画を市民と共有し、市民とともに施策を推進していくため、市民の共感が得られる周知方法を検討する。そのため、計画書を市民目線から理解しやすいものにするとともに、その他の周知のためのツールについても表現手法の工夫を行っていく。

3. 計画の構成と期間

第四次和光市総合振興計画においては、基本構想（10年間）と実施計画（3年間）の二層構造で計画を構成してきた。

第五次和光市総合振興計画においては基本的構造は維持しつつ、市長選挙において市長マニフェスト（公約）を明確にすることが一般的となってきた社会環境を踏まえ、基本構想と整合しつつも公約実行型の進行管理を可能とするため実施計画を見直すこととする。

① 基本構想

市政運営の最も基本的な計画で、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるもの。

基本構想は、目指すべき本市の姿を市民と行政が共有し、その実現に向けた取り組みを明確にしたものとする。具体的には、和光市の目指す姿としての将来都市像や基本目標、それらを達成するために必要な施策を示すとともに、施策の目的、目標、内容を具体的に示す。

施策の進捗状況を踏まえた計画の見直しを行うため、5年を節目として施策評価を実施し、計画の中間見直しを行う。

【計画期間】：10か年の計画とし、目標年次を2030年度とする。

② 実施計画

基本構想に基づく施策及び方針を戦略的に推進するため、事業の優先度を明確にした計画。

実施計画は、市民の総意としての基本構想に示された事項のうち、市民から選ばれた市長がその任期において重点的に取り組んでいく事項を、市長公約などとの整合性をとったうえで明確としたものとする。

市長公約との整合性を担保するため、計画期間は各市長任期とする。実施計画の策定は市長任期開始後速やかに行う。計画期間のローリングは行わないが、毎年度進捗状況を検証したうえで改定する。

【計画期間】：4か年とし、各市長任期を期間とする。

4. 策定体制

次期総合振興計画の策定体制は、次のとおりとする。

(1) 市民参加等

目指すべき本市の姿を市民と行政が共有した総合振興計画とするため、広く市民の声を聴取するとともに、計画策定プロセスにおいて市民参加を充実させるため、以下の手法等を用いて取り組んでいく。

- ① 市民意識調査
 - ② 市民ワークショップ
 - ③ パブリックコメント手続
 - ④ 市民説明会
 - ⑤ SNSの活用
- など

(2) 総合振興計画審議会

市長からの諮問を受けて、計画に関し調査及び審議し、市長に答申する。

総合振興計画審議会には、総務環境部会及び文教厚生部会の2部会を設置し、分野別にきめ細やかな審議を行うこととする。

(3) 市議会

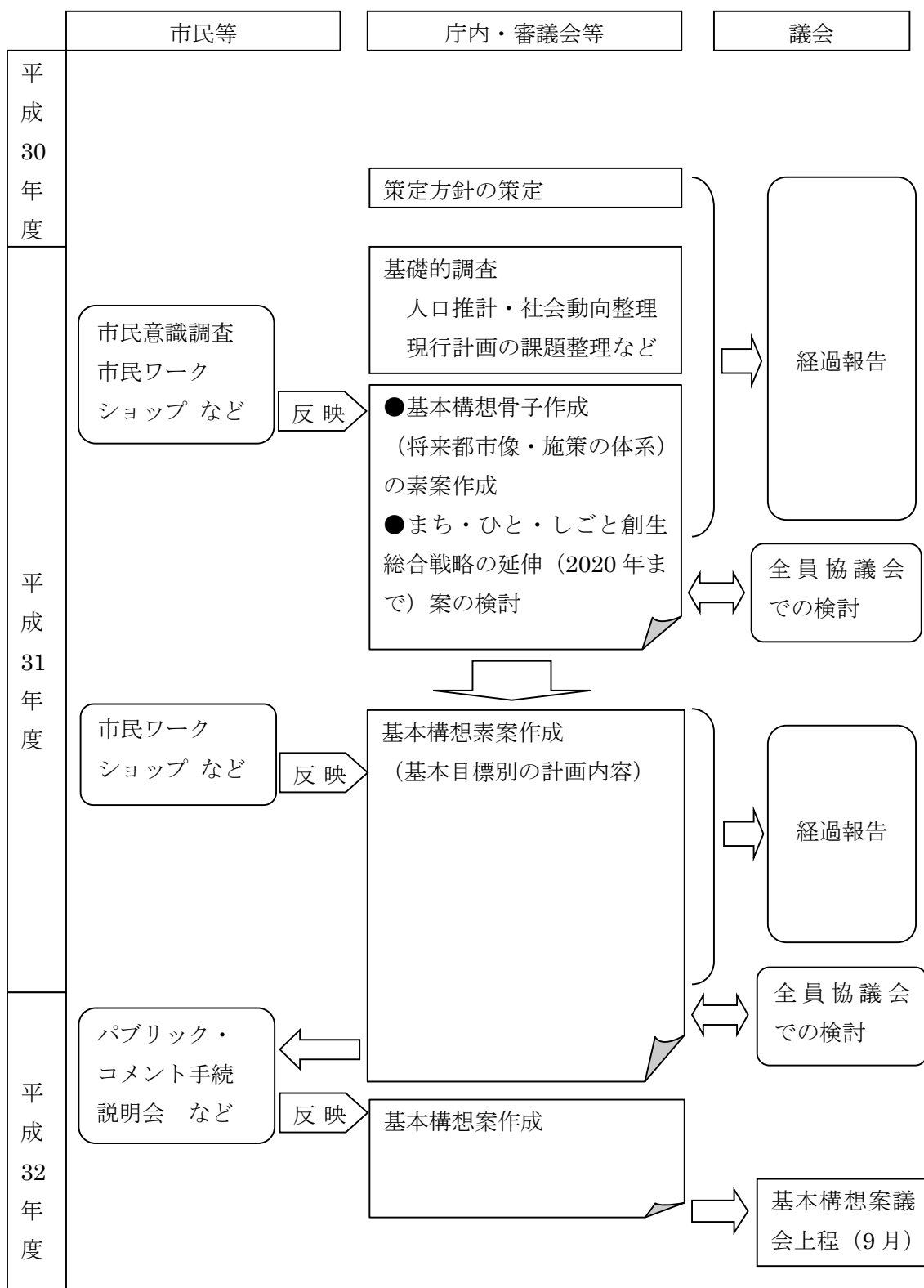
市長からの上程（2020年9月定例会を想定）を受けて、基本構想最終計画案について審議する。

(4) 庁内検討組織等

広く職員の参加を求め全庁的に取り組んでいくため、部長級で構成する総合振興計画策定委員会を設置する。総合振興計画策定委員会には部会を設けるなど、きめ細やかな検討を行うことができるようにする。

また、職員プロジェクトチームを設置をするなど、部門横断的な発想を引き出す工夫を行う。

5. 策定スケジュール



なお、スケジュールは現段階の想定であり、今後変更する場合があります。